

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年5月10日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800650号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1900011号

第1 結論

- 1 請求者のA社(現在は、B社)における昭和56年4月1日から同年5月1日までの期間の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のA社C事業部(以下「C事業部」という。)における昭和56年5月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和56年5月から同年9月までの標準報酬月額については、11万8,000円から12万6,000円とする。
昭和56年5月から同年9月までの標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。
事業主は、請求者に係る昭和56年5月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。
- 3 請求者のC事業部における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和56年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和56年5月1日から同年10月1日まで
③ 昭和58年1月26日から同年2月1日まで

請求期間①について、私は、A社に勤務していたが、給与支給明細書記載の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は12万6,000円、ねんきん定期便記載の標準報酬月額は11万8,000円と相違している。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間②について、私は、C事業部に勤務していたが、給与支給明細書記載の厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は12万6,000円、ねんきん定期便記載の標準報酬月額は11万8,000円と相違している。調査の上、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

請求期間③について、私は、C事業部に勤務し、昭和58年1月31日に退職した。昭和58年

2月分の給与支給明細書から社会保険料が控除されていたのにもかかわらず、年金記録は昭和58年1月26日資格喪失となっており、厚生年金保険料払込月数と被保険者月数に差異が生じている。以上の状況から、資格喪失日を昭和58年2月1日に訂正し、厚生年金と厚生年金基金の被保険者月数を正当な月数としてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万8,000円）に基づく厚生年金保険料より高い標準報酬月額（12万6,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

しかしながら、請求者から提出された昭和56年4月分の給与支給明細書について、事業主は、「支給4」の9,600円については何の支給であるかは不明であるが、「年令給」の12万500円は固定的賃金であると回答しているところ、D労働局から提出された雇用保険の被保険者台帳全記録照会により、請求者の昭和56年4月1日資格取得時登録月額賃金は、上記年令給と近似の12万円とされており、いずれも標準報酬月額11万8,000円の範囲内である上、日本年金機構は、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は11万8,000円が妥当である旨回答している。

また、企業年金連合会から提出された中脱記録照会（回答）及び厚生年金基金加入員台帳（以下「基金加入員台帳等」という。）によると、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は11万8,000円であることが確認できる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額若しくは請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、当該認定額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える場合に記録を訂正することとなる。

したがって、請求期間①については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（12万6,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万8,000円）は超えるものの、本来の報酬月額である厚生年金保険資格取得時の標準報酬月額（11万8,000円）が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、当該期間の標準報酬月額の訂正は認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万8,000円）を超える報酬月額の支払を受け、報酬月額（12万6,000円）に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、企業年金連合会から提出された基金加入員台帳等によると、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額は12万6,000円であることが確認できる。

さらに、日本年金機構は、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額について、12万6,000円が妥当と思われる旨回答している。

したがって、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び上記日本年金機構の回答から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明である旨回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 3 請求期間③について、C事業部の後継事業所であるA社（以下「後継事業所」という。）及び請求期間③に同事業所に厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚からは、請求期間③当時の厚生年金保険料の控除の取扱いについて具体的な回答を得られなかったものの、請求者が、C事業部における最終支給分としている昭和58年2月分の給与支給明細書から厚生年金保険料が控除されていることから、同年1月分の厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

しかしながら、後継事業所は、請求者に係る人事記録等の資料、退職時に係る資料（退職金計算書等）について不明である旨回答している上、請求者のC事業部に係る雇用保険の離職年月日は昭和58年1月25日、E厚生年金基金の資格喪失年月日は同年1月26日であり、厚生年金保険の資格喪失日と符合しており、また、請求者から提出された昭和58年2月分の給与支給明細書には、「出勤日数8日 欠勤日数15日」と記載されているところ、後継事業所は、請求期間③に係る給与の締め日等の取扱いについて資料がなく不明と回答しているため、最終出勤日を特定することができず、請求者の請求期間③に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、請求者の厚生年金保険の資格喪失日前後約1年の間に、C事業部において資格喪失している同僚のうち、雇用保険の加入記録の確認ができた20名は、いずれも厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職年月日は符合している。

加えて、C事業部の厚生年金保険被保険者記録のある複数の同僚に照会したが、請求者の請求期間③に係る勤務について具体的な回答を得ることはできなかった。

また、F健康保険組合は、請求者の請求期間③に係る加入記録は、保存期間経過により確認することができない旨回答している。

なお、平成25年法律第63号による改正前の厚生年金保険法第122条において、「基金の設立事業所に使用される被保険者は、当該基金の加入員とする。」と規定されており、請求期間③について基金加入員であるためには、厚生年金保険の被保険者であることが前提となっている。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号： 関東信越（受）第 1800595 号
厚生局事案番号： 関東信越（厚）第 1900010 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 B 施設（現在は、C 社 D 支社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 31 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間： 昭和 49 年 5 月 3 日から同年 10 月 7 日まで

請求期間は、臨時雇用員として旧 A 社の E 事業所に勤務していた。年金事務所で年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録がないと言われたが、同様に臨時雇用員として F 事業所に勤務していた昭和 49 年 10 月 7 日から昭和 50 年 3 月 1 日までの期間は、厚生年金保険に加入した記録となっている。調査の上、請求期間を厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された履歴証明書並びに C 社 D 支社長（以下「事業主」という。）から提出された請求者に係る人事記録及び事業主の回答により、請求者は、請求期間に臨時雇用員として E 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求者の請求期間に係る勤務形態、請求内容どおりの届出、厚生年金保険料の納付、厚生年金保険料の給与からの控除、当時の社会保険の適用等については、資料が確認できないため不明である旨回答及び陳述している上、請求者は、給与明細書等の保険料控除を確認できる資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

また、請求期間前後に A 社 B 施設において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した者及び請求者が氏名を記憶する同僚を含む連絡可能な 20 名に照会し、回答があった複数の同僚は、当時の事業所における厚生年金保険の適用については不明である旨回答及び陳述しており、厚生年金保険の適用の実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。